

生徒心得

大聖寺高等学校の生徒は、誇りと自覚を持ち、学習に励み、品格を高め、良い校風の樹立と、良識ある社会人となるための資質の向上に努めなければならない。この生徒心得は、その指針となるべきものである。

1. 登校について

- (1) 正当な理由がないのに、欠席・遅刻・早退をしないこと。
- (2) 「朝学習」開始までに登校すること。
- (3) 下校時間は、午後7時までとする。ただし、教師が付き添っている場合はこの限りではない。
- (4) 遅刻や欠席する時は、事前にホーム担任へ連絡すること。
- (5) 遅刻をした時は、「遅刻届」に記入し、ホーム担任へ申し出ること。
- (6) 早退をしようとする時は、事前にホーム担任へ申し出て「早退届」の発行を受け、携帯し、保護者の認印をもらって翌日ホーム担任に提出すること。
- (7) 外出をしようとする時は、事前にホーム担任へ申し出て「外出届」の発行を受け、外出中はこれを携帯し、帰校したら届をホーム担任に返すこと。
- (8) 自転車で通学を希望する時は、ホーム担任へ申し出て手続きをすること。
- (9) バイクや自動車による通学は禁止する。(免許取得は認めていない)
- (10) 家族や同居者に法定伝染病が発生した時は、ホーム担任に連絡し、登校をみあわせること。

2. 諸願い・届けについて

- (1) 次の場合は、保護者の承認のもと所定の用紙を事前にホーム担任へ提出する。
 - ① 退学
 - ② 休学…病気のため、3 カ月以上就学できない場合、医師の診断書を添えること。
 - ③ 転学
 - ④ 留学
 - ⑤ 復学
- (2) 次の場合は、必ず学校またはホーム担任に連絡する。
 - ① 欠席・遅刻・早退(公欠も含む)

(注) 公欠について

次に該当する欠席・遅刻・早退を公欠として、出席扱いにすることがある。

1. 高体連または高文連の認定した大会または会合に出席するもの

2. 公共交通機関の遅れ・積雪などの不可抗力のもの

3. その他、学校長が認めたもの

② 受験 入学試験・就職試験およびこれに準ずる試験を受けるもの

③ 忌引 父母(7日以内)

祖父母・兄弟姉妹(3日以内)

曾祖父母・伯叔父母・従兄弟・その他(1日)

公欠・受験・忌引・出席停止の場合は、所定の用紙により届出る。

(3) 次の場合は、保護者の承認のもと所定の用紙をホーム担任へ提出する。

① 保護者または保証人を変更するとき

② 保護者または保証人が現住所や氏名を変更するとき

③ 生徒が、本籍・現住所や氏名を変更するとき

③は住民票を添えること

④ 学生割引証を必要とするとき

⑤ 旅行・部行事・ホーム行事等に参加するとき

(4) 次の場合は、事前に生徒会顧問・ホーム担任・部顧問に申し出ること。

① 刊行物を発行や発売しようとするとき

② 掲示をしようとするとき

③ 集会を催そうとするとき

④ 新たに同好会を組織しようとするとき

⑤ 金銭や物品を募集・販売しようとするとき

3. 証明書交付について

次の(1)(2)の証明書の交付を願い出る場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、ホーム担任の確認を経た上で事務室に提出し、交付してもらうこと。

(1) 成績、在学、卒業見込等の証明書

(2) JR通学定期券購入のための通学証明書

4. 成績・考査について

(1) 日常の学習状態、定期考査やその他の試験の成績・作品・レポートや実習実技の成果などを資料として、成績を評価する。

(2) 通知票は、100点法によって評価する。

(3) 考査では、とくに次のことに注意すること。

① 教科書などは、机の中や周囲に置かず廊下に出すこと

② 物品の貸し借りはできない

③ 30分以上の遅刻は欠席とする

- ④ 時間途中の退室はできない
- ⑤ 不正行為や不正と疑われかねない行為はしない
- (4) 考査を欠席した場合は、保護者の承認のもと所定の用紙をホーム担任へ提出する。

5. 服装について

- (1) 登下校は、本校指定の制服を着用すること。
- (2) Aタイプ
 - ① 「夏季」 本校指定のポロシャツ・スラックスを着用する
「冬季」 本校指定のブレザー・白色カッターシャツ・スラックス・ネクタイを着用する
気温や本人の事情に応じて本校指定のセーター・ベストでの登校を認める
カッターシャツ着用時はネクタイを着用する
4月・11月から3月は「冬季」の制服を着用する
5月から10月は「夏季」「冬季」のどちらの制服を着用してもよい
本校指定以外のものは着用を禁止する
 - ② ソックスは黒・紺・白・グレーの無地及びワンポイントとする。
- (3) Bタイプ
 - ① 「夏季」 本校指定のポロシャツ・スカート・スラックスを着用する
「冬季」 本校指定のブレザー・ブラウス・スカート・スラックスを着用する
気温や本人の事情に応じて本校指定のセーター・ベストでの登校を認める
ブラウス着用時はリボンを着用する
4月・11月から3月は「冬季」の制服を着用する
5月から10月は「夏季」「冬季」どちらの制服を着用してもよい
本校指定以外のものは着用を禁止する
 - ② ストッキング等は黒、ソックスは黒・紺・白・グレーの無地及びワンポイントとする。
- (4) 上履き
 - ① 校舎内では本校指定のモードを、体育館内では本校指定の内履きシューズを使用する。
 - ② 運動場では外履きシューズを使用する。
- (5) 頭髪など
 - ① 生徒らしい、さっぱりとしたものであること。極端な2ブロックや刈り上げ、パーマ(ストレートパーマ、エクステ等含む)をかけたり、染色脱色等をしないこと。
髪留めは、華美でないもの、また飾りがついていないものとする。
 - ② 化粧・マニキュア・指輪・ピアス・カラーコンタクト等の装飾品はしないこと。

6. 行動・態度について

- (1) 教養ある生徒として常に端正にして気品ある態度をとること。
- (2) いかなる問題でも解決にあたって絶対に暴力行為やネット上での誹謗中傷をしてはならない。
- (3) 男女交際は清純・明朗にすること。
- (4) 友人宅の宿泊は双方の保護者の承諾を必要とする。
- (5) 次の場所へ出入りしてはならない。
 - ① 酒類を提供する場所
 - ② 未成年が立ち入ってはいけない遊技場
- (6) みだりに金銭・物品の貸し借りをしないこと。
- (7) アルバイトは原則として禁止する。
- (8) 現金や時計などの貴重品は、常に身から離さないようにすること。
体育や部活動など貴重品を身から離すときには、次の処置をとること。
 - ① まとめて貴重品袋へ入れ、目の届く場所に保管する
 - ② 先生に預ける
- (9) 原動機付自転車・自動二輪車及び自動車の免許取得は原則として禁止する。
- (10) 携帯電話・スマートフォンは校舎内での使用を禁止する。
放課後、保護者との連絡を取るなど必要な場合は校舎外での使用を認める。校舎外で使用する場合は、マナーを守り使用すること。

7. 改正について

この心得の改正が必要なときは、職員会議を経て学校長の承認のもとで行う。なお、生徒が希望するときは生徒議会の決議を得て、生徒会顧問が職員会議に議案として提出する。